

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組むことができます

# 65歳超雇用推進助成金 (65歳超継続雇用促進コース)

65歳以上への定年の引上げや、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入等を行った事業主に対して助成されます。

**受給できる事業主** ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

## 次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

- 2022年4月1日以降に、労働協約または就業規則に以下の①から④いずれかの新しい制度を規定し、実施したこと  
①旧定年年齢を上回る65歳以上への定年引上げ  
②定年の定め廃止  
③希望者全員を対象とした旧定年年齢および継続雇用年齢を上回る66歳以上の継続雇用制度の導入  
④他社による継続雇用制度の導入
- 1に定める制度を規定した際に経費を要していること
- 1に定める制度の実施日の6か月前の日から支給申請日の前日までの間に、60歳以上の定年を定めていること、または65歳以上の定年か継続雇用制度を定めていること
- 支給申請日の前日において、1年以上雇用している60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること
- 高齢者雇用推進者の選任に加え、次の①から⑦の措置を1つ以上実施していること  
①職業能力の開発および向上のための教育訓練の実施等  
②作業施設・方法の改善  
③健康管理、安全衛生の配慮  
④職域の拡大  
⑤知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進  
⑥賃金体系の見直し  
⑦勤務時間制度の弾力化

## 受給内容

<定年の引上げまたは定年の定め廃止> ( ) は引き上げ幅

措置内容	65歳まで引上げ	66歳～69歳までに引上げ		70歳以上に引上げ	定年の定め廃止
		(5歳未満)	(5歳以上)		
60歳以上被保険者数					
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

<希望者全員を対象とした66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入>

措置内容	66～69歳まで	70歳以上
60歳以上被保険者数		
1～3人	15万円	30万円
4～6人	25万円	50万円
7～9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

※定年引き上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額はいずれか高い額のみ

※1事業主あたり(企業単位)1回限り(※要件を満たす場合は、2回目の申請が可能)

<他社による継続雇用制度の導入>

措置内容	66～69歳まで	70歳以上
支給上限額	10万円	15万円

※他社による継続雇用制度の導入では、表の支給額を上限に、他社における制度の導入に要した経費の1/2の額を助成

※いずれの措置を実施する場合も、実施前の定年または継続雇用年齢が70歳未満である場合に支給

## 取り扱い機関

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構